

養子縁組による税額軽減

Q 養子縁組をすると相続税を少なくすることができると聞きましたが、どのように節税できるのでしょうか。

相続人増加で基礎控除額も増
法定相続人1人当たり600万円

A 相続税の基礎控除額＝非課税限度額（税金がかからない額）は「3千万円＋600万円×法定相続人の数」で計算されます。

よって、法定相続人の数が増えると基礎控除額が増加し、相続税額が減少することになります。

【解説】養子縁組の利点は次のとおりです。

①相続税の基礎控除額は1人につき600万円増加します。法定相続人の数に含めることができる養子の数は、実子がいる場合には養子のうち1人、実子がいない場合には養子のうち2人まで認められます。

なお、民法上においては養子の数

に制限はありません。

②相続税は所得税と同じく、超累進税率なので、相続人が増え、1人当たりの相続分が減少することで税率が下がります。

③非課税限度額は「500万円×法定相続人の数」なので、相続人が増えると非課税額（生命保険金、退職手当金）も増加します。

④孫を養子にすることによって、その養子に財産を相続させた分だけ相続を一代とぼすことができます。

ただし、被相続人の養子となったその被相続人の孫（代襲相続人である者を除く）は、相続税額の2割加算制度の対象に追加されます。

なお、「相続人」になるということは民法上で決められている遺留分の権利も与えられることになる、ということです。

ただでさえ分割協議を円満に完了させることは難しいわけですから、このように法定相続人を増やすことには慎重になる必要があります。

これらのような節税効果以外の側面もあることを踏まえ、養子縁組を実行する前には、ご家族とはよく話し合ってから検討するようにして下さい。 ◇次回は2016年1月22日付